□ 環 境 省 年 年 年 年 日 日 日

自 動 車 トから排言 出される窒素酸化物 及び粒子状物質の特定地域における総量 の削 減等に関する特 別 措 置 法

平 成 匹 年 法 律第七 1十号) 第四十三条 第 項 \mathcal{O} 規 定に より 読 4 替えて適 用され る同 法第三十六条第 項 及 び 第

三十七 条並 びに第四十三条第二 項 の規定に基づ き、 並 び に同 法を実施するため、 自 動 車 ·運送· 事業者等に係 る

自 動 車 排出窒素酸化物等の排出の抑制 のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令を次の

ように定める。

平成十九年八月二十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 伊吹 文明

環境大臣 若林 正俊

自 動 車 運送事業者等に係る自動 (車排出窒素酸化物等の排出の抑制 のための計画 [の提: 出 方法等を定める

省令の一部を改正する省令

自 動 車 運 送事 業者等に係る自 動 車 排 出窒素的 酸化物 等の 排 出 0) 抑 制 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 計 画 0 提 出方法等を定める省令

(平成十四年 環 国土交通省 境 省。一つの一部を次のように改正する。

第 条 \mathcal{O} 見出 L 中 計 画 \mathcal{O} 上に 対 象自動車 を使用する事業者による」 を加え、 同条中 「第二十二条第

項」 を 第四十三条第一項」に、 「第十七条」 を 「第三十三条」に、 「第十八条」 を 「第三十四条」 に改

める。

第二条中「第二十二条第一項」を「第四十三条第一項」に、 「第十八条」を「第三十四条」に改める。

第五条中 「第二十二条第一項」 を 「第四十三条第一項」に、 「第十七条」を「第三十三条」に、 「第十八

条」を「第三十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第四十三条第 項 \mathcal{O} 規定 に より 読 み替えて適用される第三十六条第 項及び第三十七条の 規定に対 基づ

く計 画 の提出 及び報告は、 それぞれ 湯周辺地 域 内自動 車 の使用の本拠 の位置を管轄する運輸監理部長又は運

輸支局長を経由して、地方運輸局長に行わなければならない。

第五条を第七条とする。

第四条中 「第二十二条第二項」 を「第四十三条第二項」に改め、 同条を第六条とする。

第三条中 「特定事業者」を「次の各号に掲げる者」 に、 「第二十条第二項」 を 「第四十一 条第五 項」 に改

め、同条に次の各号を加える。

対象自引 動 車 (法第三十三条に規定する対象自動車をいう。) を使用する事業者

二 特定事業者

三 周辺地域内自動車を使用する事業者

四 周辺地域内事業者

第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の提出)

第三条 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項の規定による計画 . の 提

出 は、 第一号から第三号までに掲げる事項及び第四号から第七号までに掲げる事 項のうち周辺 地 域 内 事 業

者 (法第四 十三条第 項 O規定により読み替えて適用される法第三十七条に規定する周 辺 地 域 内 事 業 者を

1 う。 以下同じ。 が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、 年 る五 年 程

度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。

周 辺 地 域 内 事 業者 \mathcal{O} 氏 名又は 名 称 及び 周 辺 地 域 角 自 動 車 (法第 匹 十三条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 読 み替え

7 適 用 É れ る法第三十六 条 第 項に 規 定 す る周 辺 地 域 内 自 動 車 を 1 \ \ 同 項 第 号 \mathcal{O} \mathcal{O} 都 渞 府 県 \mathcal{O} 区

本拠 に限る。

以下同じ。

 \mathcal{O}

使用

 \mathcal{O}

本拠

 \mathcal{O}

位

置

 \mathcal{O}

属

する都道府県

に

お

け る主たる事 業場 \mathcal{O} 所 在 地 域内に

· 使

用

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

位置を有するもの

事 業 の概 要

三 事 業 場 別 \mathcal{O} 周 辺 地 域 内 自 動 車 \mathcal{O} 状 況

兀 指 定 地 区 (法第三十六 条第 \equiv 項 に 規 定する指 定 地 区 をい . う。 以下同 ľ 内 12 お 7 て 運 行 する周 辺 地

域 內 自 動 車 \mathcal{O} 低 公害 車等 \sim **(**) 代 . 替に に関するが 計 画

五. 指定 地 区 内 に お ** \ て 運 行する 周 辺 地 域 內自動 車に対する排出ガス低減装置 の装着に関する計 画

六 周 辺 地 域 内 自動 車 に係る指 定 地 区 内に お け る 適 正 運 転 \mathcal{O} 実 施 等 に関 ずす る計 画

七 周 辺 地 域 内 自 動 車 \mathcal{O} 指 定 地 区 内 に お け Ś 走 行 量 \mathcal{O} 削 減 \mathcal{O} た . В \mathcal{O} 措 置 に 関 す Ź 計 画

2 前 項第 匝 号 か ら第七 号までに 掲 げ る 事 項 に係 る 目 標 年 次 は 計 画 期 間 が 満 了す Ź 年次とする。

法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第 項の 規定による計 画 0 提 出は

3

周 辺 地 域内 事 業者 に該当することとなった日 「又は計 画 期間 が満了 Ĺ た日から三月以内 に、 正本にその写

し二通を添えてしなければならない。

(定期の報告)

第四条 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の環境省令、 国土交通省令で

定め る事項 は、 前年度における第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事 項のうち周 辺 地

域 角 事 事業者が. 実施することとして選択 した措 置 に 係る事項とする。

- 事 ,業 場 別 \mathcal{O} 周 辺 地 域 内 自 動 車 \mathcal{O} 状 況
- 指定 地 区 内 にお 1 て運行する 周 辺 地 域 吸内自動: 車 の低公害車等へ の代替の状況
- \equiv 指定 地 区 内 にお いて運行する周 辺 地 |城内自動 車に対する排出 ガ ス低 **認減装置** の装着の状況
- 兀 周 辺 地 域 内 自動 車 に係る指定 地 区 内に お け る 適 正 運 転 \mathcal{O} 実 施 等 \mathcal{O} 状況
- 五. 周 辺 地 域 内 自 動 車 \mathcal{O} 指 定地 区 内 に お け る走 行 量 \mathcal{O} 削 減 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 措 置 \mathcal{O} 状 況
- 2 法 第 匹 十三 一条第 項 \mathcal{O} 規定 に より 読 み替えて適 用さ れ る法第三十七 条 \mathcal{O} 規定による報告 は、 毎年六月三

十日までに、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

表

自る 動車から 排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関す法第41条第5項の規定による身分証明書 真 肿 ---12センチメートル---職名及び氏名 地方運輸局長 併 併 仲 耳 耳 耳 徭 Ш Ш Ш 1 発行 関り 有效 亭 8センチメートル

自る 敷桍 車別 か措 ら置 排法 出抜 404 7 \mathcal{O} 飿 쌞 覈 分 杒 政 Ç 粒 4 关 杒 鷿 9 称 定 刦 换 Ñ }; 7 B 慾 9 些 減 翀 ~ 黙 of

舥 、具件 条対にを都よ所都 都自対査府 事用をと 条者事 のに業 規対者 近でで、事 施そ務 行の所 に使そ 必用の 要を他 なるの 限対事 度象業 に自場 お動に い軍立 het. **プロ**(政数の 今五个 で報帳 定告簿 8 W るせ書 と、類 NXW ろはの にそ他 7 C C こ類を

N に務 、者場 第の 00 施関のに め事 る業 まる 110 る事

4 ω に内る と茗 区者都よ事 検道りそ道周内の道り の府辺に事府 道動象さ県特他県地お務県周の 府車自せ知定の知域け所知辺事 県を動る事事事事内るそ事地務 知使車こは業業は自運のは域所 、動行他 はす使が第にに第車のの第事の 、る用で24対立38を状事5業他 第事すき条しち条使況業条者の33業るる及、入第用に場及に事 。びそり1す関にび対業 、項るし立第し場 3業帳の事報も38 条務簿規業告入条そ立 、定者さりののち 規状書のにせ、規業入 定況類施対、帳定務り のにそ行し又簿の は、施状帳 行し他必そそ書行況簿 に報の要のの類にに 必告物な使職そ必関書 要さ件限用員の要し類 なせを度すに他な報そ 限、検にる、 の限告の 度又査お周周物度さ他 にはさい辺辺件にせの おそせて地地をお いのる、域域後い文件 て職こ政内内査てはを 、員と令自自さ、そ様 政にがで動動せ政の査 で定車車る合職さ で特きめのをこで員せ 定定るる台使と定にる 。と数用がめ こ及すでる周と ろびるきと辺が に指事るこ地で 。ろ城き よ定業

 Ω 。前け第 各れコで項ば項は のなかな親ららら 定な第な <u>(1)</u> 97 5 入檢 查 R 4 \mathcal{O} 興具 7 ψ 承 分 4 **#** 4 氋 疟 誤 庥 提 븼

H ري 10

0

舥

、 () () () () () () 規 定 Ñ 9- \mathcal{N} <u>|</u> 入檢 査の権限は、 犯罪捜査 9 4 778 認め 5 れた \mathcal{C}^{μ} 0 $rac{1}{2}$ 稗

铅業第条と条 条法1、あ第 道規 年物ま条定該 法利で第自指 律用及2動定 第運び項車地 引業条第用そ を第4のの の経1条本区 見 質 項 南 南 魚 域 定すからのに にるら項位含 **よ者第か置む** るに4らの都 自对項第属道 動すまくす府 車るで項る県 運第のま都の 送3親で道知 事条定の府事 業かの規県 者ら適定のと 及第用中知あ ら華」で35万 貿条の都 物まい道と並 利でて府あび | 本語 | 本語 | 本語 | 本語 | 本語 | 本語 | 全部 | 2882 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888 | 1888

及と環 第第省 第39条 囲 吟、 指無令 一365 地条と 区第ず 多丁多 そ項。 の各 区号 英型 に記 含以 む外 権道の部の 府分 県及 1の知事」。 2び第37条1 + $\neg \mathcal{S}^{+}$ H & の務 は省 **∃**} _ 交あ 通る

第50条七 ト 次の名: 第34条、 こより読み 又は第415 ス) の規 り。 号箫替条定 いいて用か様なくすらするまを 該第場4拒 当れ合項み ず柔をまい る第含で妨 神は、2 1 項かに 1 で。) で、(第43 5 げ、推 266条し 万第規第く 円4定1は 以項に項忌 下まよの避 のでる規し 割(報定た 金こ告に者 にれるよ 処らせり ずのず読 ら規、みの規 定若替 をしえ 第~~ 量に43 条虚用 第偽す ₩ 0 F 項報場 の生は合 規をを 定し含

この省令は、 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する

附

則

特別措置法の一部を改正する法律(平成十九年法律第五十号)の施行の日(平成二十年一月一日)から施行